

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・非居住者・外国法人へ支払う場合の源泉徴収の取扱いについて
■【監査ニュース】
・東北大ナノテラス関連施設の工事事務所１階半焼 【7/1 河北新報】 外 11 件
■【Audit Cafe】
・私の趣味（道の駅巡り）

表題写真 ：一番町の仙台七夕まつり

内 部 監 査 情 報

非居住者・外国法人へ支払う場合の源泉徴収の取扱いについて

令和５年７月３１日付け財財法「会計業務マニュアル等の改正について（通知）」において、令和４年度内部監査での指摘事項を踏まえて、会計業務マニュアル等が改正された旨、通知がありました。

今回の会計業務マニュアル等の改正内容をより分かりやすくお伝えするために、内部監査で指摘事項となった事例を交えて解説していきたいと思います。

今回ご紹介するのは、購買業務マニュアルと仕訳ハンドブックに詳細が追記された「非居住者・外国法人へ支払う場合の源泉徴収の取扱い」についてです。

会計業務マニュアル等改正の主なポイント（令和５年７月改正）　別紙

令和４年度内部監査における指摘事項を踏まえ、より分かりやすく表記を工夫するとともに詳細な説明を追記

●固定資産等管理業務マニュアル

主な改正内容	指摘事項
・**「工事等に要した金額」には、付随費用も含める**旨を追記（P.10）	・空調設備の設置工事費用について、設備の本体価格が50万円未満であることを理由に費用処理していた。

●契約業務マニュアル

主な改正内容	指摘事項
・**随意契約の判断について詳細な説明**を追記（P.5）	・製品名や型番が特定された直接販売証明書等を根拠として契約相手方を特定し、随意契約を行っていた。
・**契約手続きの流れを明確に把握**できるよう、手続きフローに項目を追記（P.7-20）	・契約相手方への発注の連絡を支出契約決議書の決裁前に行っていた。
・**労働者派遣業務に係る仕様書の説明**を追記（様式7-3）	・労働者派遣業務契約の仕様書の記載に不備があった。

●収入業務マニュアル

主な改正内容	指摘事項
・**領収書や領収書受払簿の記載例**を追記（別紙）	・領収書や領収書受払簿について、適切に記入されていなかった。

●購買業務マニュアル

主な改正内容	指摘事項
・**非居住者・外国法人へ支払う場合の源泉徴収の取扱いについて詳細な説明**を追記（P.23-24）	・非居住者や外国法人に支払った論文翻訳料や著作権使用料について、源泉徴収を行っていなかった。
・**「役務契約等に係る検査方法の判定フロー」を分かりやすく整理**（別紙4）	・事務による検収が困難であることを理由に、コンサルティング業務等の「検査の記録」を行っていなかった。

●仕訳ハンドブック

主な改正内容	指摘事項
・**非居住者・外国法人への支払いに係る事例**を追記（P.32）	・非居住者や外国法人に支払った論文翻訳料や著作権使用料について、源泉徴収を行っていなかった。

●物品管理業務マニュアル

主な改正内容	指摘事項
※別途改正予定	・借受物品を実査したところ、所在が不明となっているものがあった。　等

その他、会計業務の見直しによる改正・字句の整理 等

では、購買業務マニュアルに追記された非居住者・外国法人へ支払う場合の源泉徴収の取扱いに係る内容を見てみましょう。今回、注目してほしいのは、下記の2つのポイントです。

②非居住者・外国法人に支払う対価等（所得税法第 161 条）

主な契約内容	所得税率	合計税率※（所得税率×102.1%）
◆人的役務の提供事業の対価 非居住者や外国法人が日本において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業で、次に掲げる者の役務提供の対価 ・映画、演劇の俳優、音楽家、その他の芸能人、職業運動家 ・弁護士、公認会計士、建築士、その他の自由職業者 ・科学技術、経営管理、その他の分野に関する専門的知識又は特別な技能を有する者 例：翻訳、英文校正	20%	20.42%
◆使用料等 非居住者や外国法人が日本において業務を行う者（本学）から支払いを受ける次の使用料又は対価で、その支払者（本学）の国内業務に係るもの ・工業所有権等の使用料又はその譲渡による対価 例：発明報奨金 ・著作権、ライセンス等の使用料又はその譲渡による対価 例：ソフトウェアライセンス使用料、データベース実施許諾料、図版引用時の著作権使用料、**翻訳料（著作権の使用にあたる場合）**		

Point1

Point2

・機械、装置及び車両等の使用料 注）本学の国外業務において上記使用料等が生じる場合においても、租税条約の所得源泉地に関する規定により、支払者（本学）が源泉徴収を行う必要がある場合があります。		
その他（詳細は国税庁ＨＰでご確認ください。）		

※支払金額×合計税率＝所得税及び復興特別所得税の額

【補足】租税条約について
◆ 非居住者・外国法人の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合、非居住者・外国法人の希望があれば租税条約適用の手続きを行うことで、日本において源泉徴収される所得税が軽減又は免除されます。

【補足】クリムゾンインタラクティブ プライベート リミテッド（以下、「クリムゾン社」という。）への支払い時の源泉徴収について
◆ クリムゾン社に対して、英文校正、翻訳等を依頼し、支払いを行う場合、インドとの租税条約での定めにより、請求金額から源泉徴収税額を控除した上で支払う必要がありますので注意してください。
◆クリムゾン社以外であっても、インド及びパキスタンにおける外国法人の人的役務の提供事業や使用料等に係る支払いの際は、源泉徴収が必要になります。
※株式会社クリムゾン インタラクティブ・ジャパンとの取引については、内国法人との取引のため、源泉徴収は不要です。

参考：R4.9.7 クリムゾンインタラクティブリミテッドへの支払いに係る源泉徴収の取扱いについて

Point1

大きな改正ポイントの一つは、外国法人に加え、**「非居住者」も対象である**と明記されたことです。今までは、外国法人としか記載がなかったため、外国の法人に支払う場合のみ該当すると思っていた方もいらっしゃるかもしれませんが、所得税法上は非居住者も対象としています。

実際に、内部監査で指摘事項となった事例でも、非居住者に対する論文翻訳料の支払いについて、源泉徴収を行っていませんでした。外国への支払いの際には、個人であっても、法人であっても、源泉徴収の対象となるものではないか、念入りに確認することが重要です。

Point2

次のポイントは、論文翻訳料（著作権の使用にあたる場合）も源泉徴収の対象となるということです。論文（原著作物）を翻訳した場合には、その翻訳文は二次的著作物とされます。その翻訳に係る対価は、その翻訳文を買い取る契約であれば、その著作物の権利の譲渡の対価であり、源泉徴収が必要となります。

内部監査で指摘事項となった事例も、非居住者への論文翻訳料の支払いや、外国法人への著作権使用料の支払いで源泉徴収を行っていないというものでした。

特に、本学で支払う機会の多い論文翻訳料については、注意が必要です。

今回、取り上げた上記２点以外にも源泉徴収では気を付けるポイントがいくつかありますので、今一度よくマニュアルを読んで、理解を深めていただけると幸いです。

監 査 ニ ュ ー ス

・東北大ナノテラス関連施設の工事事務所１階半焼 【7/1 河北新報】
・東工大、全学生情報を誤送信 1 万人分ファイル メールで 【7/1 読売新聞】
・研究情報 管理に甘さ 産総研漏洩、業務メアドで送信 【7/6 日本経済新聞】
・大学ファンド 22 年度 604 億円赤字 【7/8 毎日新聞】
・大学病院に改革プラン求める 【7/13 朝日新聞】
・理事長複数論文 不正疑い調査へ 循環器病センター 【7/20 読売新聞】
・理研雇止め 調査委を設置 【7/25 朝日新聞】
・大麻所持の疑い 新たに部員逮捕 東農大ボクシング部 【7/25 朝日新聞】
・勤務医 迫る残業「24 年問題」 地域内再編・DX で負担減 【7/26 日本経済新聞】
・入試採点ミス ５人追加合格 山形大 【7/27 河北新報】
・会津大理事長が論文 8 本で不正 辞任へ 【7/28 毎日新聞】
・福島大准教授 諭旨解雇処分 出張費など不正受領 【7/29 河北新報】

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「私の趣味（道の駅巡り）」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

今回が5回目の投稿になります。私はつぶやき担当が回ってきたら趣味の話をすることにしております。前回は「コーヒーを淹れる」でしたが、第5回は「道の駅巡り」です。まじめに定義から入りますと、国土交通省のホームページによれば、道の駅とは道路利用者のための①休憩機能、道路や地域観光等の②情報発信機能、活気ある地域づくり・地域振興に関する③地域連携機能の３つをコンセプトとする道路休憩施設ということのようです。それ以前にも道の駅を利用したことはありましたが、行ったことのない道の駅を順番にまわってみようと、意識して訪れるようになったのは、７～８年位前からでしょうか。

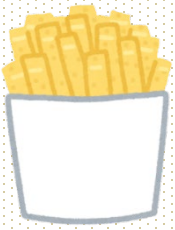


ブログでレポートを載せたり、訪問済みの道の駅をマップで塗りつぶしたりと、道の駅を巡ることを趣味にしている方も多いようですが、私の場合は無理のない範囲で、主に宮城・山形・福島県の行ったことのない道の駅に出かけたり、気に入った道の駅を定点観測的に訪れたりといった感じです。また、電車での旅行の際にレンタカーを借りた時なども、目的の観光地に向かう道中で道の駅に立ち寄ることもあります。宮城県内の道の駅はほぼ回りましたし、山形県の道の駅も残すところ数か所になっているのですが、地域の要望も多い

ようで、毎年のように新たな道の駅が設置されており、道の駅は増えています。

道の駅を訪れて楽しいと感じるのは、その土地の名産品やその土地で生産された農産物などの食材を試しに買って自宅で調理すること、そこでしか味わえない売店や食堂のメニューを食べてみることでしょうか。

そこでしか食べられない道の駅のメニューを1つ紹介するとなると、ダントツの1位があります。それは山形県にある「道の駅むらやま」の「かいもづスティック」です。かいもづとは、そば粉をお湯で練った「そばがき」のことで、この地方で「かいもち」と呼ばれており、それがなまって「かいもづ」となったそうです。



要するにそばがきをスティック状にしたものを揚げ、軽く塩を振った、見た目はフライドポテトのようなホットスナックなのですが、何とも言えない素朴な風味があり、また外はサクサクで中はモチっとした食感もよく、これを目的に出かけるほど気に入っているのですが、持ち帰ろうとすると、時間が経つにつれ湿気や油が回るのかベチョっとしたまるで違う食感となってしまい、美味しくなくなってしまうので、まさにそこでしか食べられない逸品と言えるのではないかと思います。他に食堂のメニューにもいくつかお気に入りがあり、飲食スペースも広く、いつ行ってもそれほど混んでいないので、こちらの道の駅は定点観測ポイントとなっています。

また、地元の牛乳を使用したソフトクリームや周辺で採れた果物を使ったジェラートなどを売りにしている道の駅も多くあります。こういったイートインスペースで食べる甘い物も良いですし、地元のお菓子屋さんで作っている和菓子、洋菓子などを買って帰り、ドライブ中に景色の良いパーキングなどで食べるのも楽しいですね。



この道の駅巡りに、こちらも趣味の1つである城跡探訪や神社仏閣巡りを組み合わせると、それ程、遠くへ行かなくても意外と楽しいドライブになります。古い山城跡などは至る所にありますし、小さくても訪れてみると趣のある神社・仏閣もたくさんあります。思いがけず秘仏公開などのイベントに出くわすこともあるので、旅の出会いを感じます。ちょっと脱線しましたが、個性的な道の駅はたくさんあるので、夏のお出掛けの際にいかがでしょうか。普段はあまり買わない地域のものを買って試してみるのも案外楽しいですよ。また、道の駅でもらえるフリーマガジン「おでかけ・みちこ」で次に行きたい道の駅をさがすのもおすすめです。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

（ 監査室 K ）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：新沼）
022-217-5680，4880（佐々木、熊谷、齋藤、國分、目黒）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University